



平成 26 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ム ア ッ プ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 美 藤 宏 一 郎  
(コード番号: 3661)  
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 総 務 経 理 部 長 藤 池 季 樹  
TEL. 03-5467-7125

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 28 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 27 日開催の第 10 期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の目的

より機動的な資本政策を図ることを可能にするため、剰余金の配当、自己株式の取得等を含む剰余金の処分等を、取締役会の決議により行うことを可能とする規定を新設するものであります。

また、経営環境の変化等により迅速に対応することを目的として、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものであります。併せて、平成 25 年 6 月 27 日開催の第 9 期定時株主総会において選任された取締役の任期の効力発生時期に関する附則を設けるものであります。

上記変更に伴う条数の繰り下げ等の所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次頁以下の新旧対比表の通りであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	平成 26 年 6 月 27 日 (金)
定款変更の効力発生日 (予定)	平成 26 年 6 月 27 日 (金)

現行定款	変更案
<p>第1条～第7条（条文省略） （新 設）</p> <p>第8条～第18条（条文省略） （任 期） 第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>第20条～第36条（条文省略） <u>（期末配当金）</u> 第37条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払うことができる。</p> <p><u>（中間配当）</u> 第38条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）金銭による剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第39条 （条文省略）</p>	<p>第1条～第7条（現行どおり） <u>（自己株式の取得）</u> 第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>第9条～第19条（現行どおり） （任 期） 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （削 除）</p> <p>第21条～第37条（現行どおり） <u>（剰余金の配当等の決定機関）</u> 第38条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p><u>（剰余金の配当の基準日）</u> 第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 <u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> <u>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第40条 （現行どおり）</p>

<p><u>附則</u></p> <p>(新 設)</p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>第 1 条 第 20 条の規定にかかわらず、平成 25 年 6 月 27 日開催の第 9 期定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成 27 年開催予定の第 11 期定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>第 2 条 本附則第 1 条から本条までの規定は、平成 27 年開催予定の第 11 期定時株主総会終結の時をもって、これを削除する。</u></p>
-------------------------------	---

以上